

E i w a N e w s

少額投資非課税制度(NISA)について

平成25年9月
(No. 098)

平成26年1月1日より少額投資非課税制度(いわゆるNISA)が開始されます。

各証券会社等では盛んに申込みキャンペーンが行われており、その申請手続きが来月10月1日より始まります。

そこで、今回は、少額投資非課税制度の概要および留意点についてご紹介いたします。

なお、少額投資非課税制度の創設により、「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)」(平成25年分は、復興特別所得税が付加され10.147%)は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年分より20.315%の税率で課税されます。

1 概要

少額投資非課税制度とは、非課税口座で取得した上場株式等の配当金およびその上場株式等の譲渡益について、最長5年間非課税とすることができる制度です。

2 留意点

(1) 本制度の適用を受けることができる者

口座開設の年の1月1日において満20歳以上の日本の居住者等に限られます。

なお、本制度の適用を受けるためには、住民票の写し等一定の書類を証券会社等に提出し非課税口座を開設する必要があります。

(2) 非課税の対象となる配当金および譲渡益

非課税口座を開設した証券会社等を通じて新たに取得した上場株式等で、直ちに非課税口座に受け入れられるものにかかる配当金および譲渡益に限られます。

そのため、特定口座または一般口座ですでに保有している上場株式等を、非課税口座に移管することはできません。

なお、非課税口座で取得した上場株式等に譲渡損が生じた場合には、その譲渡損はないものとみなされます。したがって、特定口座または一般口座で保有する上場株式等の譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

(3) 非課税口座の開設可能期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間です。

開設可能期間は下記の3期間に区分され、各期間ごとに1つの証券会社等のみで非課税口座を開設することができます。

① 第1期間

平成26年1月1日から平成29年12月31日までの4年間

② 第2期間

平成30年1月1日から平成33年12月31日までの4年間

③ 第3期間

平成34年1月1日から平成35年12月31日までの2年間

(4) 非課税投資額

非課税口座を開設した証券会社等を通じて新たに上場株式等を取得することができる金額は、年間100万円までです。

また、未使用の非課税枠があっても翌年以後に繰越すことはできません。

例) 年間累積購入額が80万円であっても、未使用の非課税枠20万円を翌年以後に繰越すことはできません。

なお、非課税投資総額は、最大500万円(100万円×5年間)までです。

(5) 非課税期間

最長5年間保有することができ、売却はいつでも可能です。

ただし、売却にかかる枠を非課税枠として再利用することはできません。

例) 平成26年中に100万円分取得し、同年中に60万円分売却しても、売却にかかる枠(60万円)を非課税枠として再利用することはできません。

(6) 非課税期間終了後の取扱い

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、下記のいずれかの取扱いがされます。

① 非課税期間の延長

非課税口座を開設した証券会社等で非課税期間を最長5年間延長することができ、非課税措置が継続適用されます。

② 特定口座または一般口座への移管

上記①の非課税期間の延長の適用を受けるもの以外のものは、特定口座または一般口座に移管することができます。

移管した上場株式等の移管後の配当金および譲渡益は、通常どおり課税されます。

(この場合には、移管時の時価が取得価額となります。)

(7) まとめ

本制度の適用を受けることができる者	口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
非課税の対象となる配当金および譲渡益	非課税口座で取得した上場株式等にかかる配当金および譲渡益
非課税口座の開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税投資額 (非課税投資総額)	年間100万円まで (最大500万円まで)
非課税期間	最長5年間(売却はいつでも可能)
非課税期間終了後の取扱い	非課税期間の延長または特定口座等への移管

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。